

広報メモ

令和元年8月9日

8月5日 業務改善勧告および警告書に対する改善措置を大阪航空局長に提出

平素よりオリエンタルエアブリッジ（ORC）をご利用いただき誠にありがとうございます。

先般（令和元年7月5日）、弊社が実施した不適切な整備作業に起因し、国土交通省大阪航空局長より、航空機の運航における安全の確保に関する業務改善勧告および安全統括管理者の職務に関する警告書を拝受いたしました件につきまして、令和元年8月5日（月）に弊社改善対策を大阪航空局長に提出いたしましたことをお知らせいたします。

この度、弊社におきまして、航空の安全に影響を及ぼす重大な違反行為ならびに現行の整備体制下において航空機の運航の継続的な安全性が確保されないおそれがある事態が発生し、お客様や関係する皆様に多大なるご迷惑をおかけするのみならず、航空事業に対する信頼を失墜させたことに対し、心より深くお詫び申し上げます。

航空会社としては、航空の安全を確保することが最大の使命であり、弊社においても「安全で快適な航空輸送サービスを通じ、地域と社会の発展に貢献する」という企業理念のもと安全運航に取り組んでまいりましたが、弊社の安全管理システムが十分に機能せず、また、安全統括管理者の職務遂行が不十分であったことにより、このような事態に至りましたこと、非常に重く受け止めております。

弊社といたしましては、この度の「航空機の運航における安全の確保について(業務改善勧告)」および「警告書」を厳粛に受け止め、不適切事象に対する要因の根絶と再発防止ならびに安全運航の確保を図るため、全ての役職員が一丸となり、法令、規程遵守と安全意識の再徹底、安全管理体制の再構築および整備規程に基づく適切な整備業務を実施できるよう別紙に掲げる改善対策を遂行していく所存でございます。

本件を契機に、安全運航に対する抜本的な立て直しを図り、失った信頼を取り戻して再び皆様から選ばれ喜ばれる、航空会社に生まれ変わるべく、精一杯努力する所存でございますので、今後とも尚一層のご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

別紙；「業務改善勧告および安全統括管理者への警告書に対する改善措置」の概要

「業務改善勧告および安全統括管理者への警告書に対する改善措置」の概要

このような事態を発生させた原因・要因を徹底分析し、再発防止のために必要な対策を検討した結果、業務改善勧告および警告書で、「講ずるべき措置」として示された(1)～(3)に対して、以下のような対策を実施することといたします。

(1) 安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育の実施

- ・ 全役職員に対するコンプライアンス教育訓練の実施
- ・ コンプライアンス委員会の新設
- ・ 経営陣による啓蒙活動の励行(職場巡視、ダイレクトトークなど)
- ・ 社員自身による他社事例研究やグループ討論によるコンプライアンス自己啓発の実施
- ・ 特別安全月間の設置など本事例を風化させない取り組みの実施

(2) 安全管理体制の再構築

- ・ 安全統括管理者の職務及び機能強化
- ・ 新組織「安全推進室」設置による安全統括管理者の補佐と安全管理体制の監視の機能強化
- ・ 安全管理規程の見直し(各機能強化見直しを反映)
- ・ 安全管理システムに関する社員教育の充実

(3) 整備規程に基づく適切な整備業務を実施

- ・ 整備規程に基づく適切な運航整備確認業務の重層化によるエラー防止体制構築
- ・ 自主審査の実施方法や実施頻度の見直しなどによる体制強化
- ・ 部門長や技術部門と現場整備士間のコミュニケーション改善のための業務見直し
- ・ 全社的なアサーションの推進(アサーションとは、「自分の意見を相手の立場を尊重しながらしっかりと伝え、伝えられた受け手側も進言に感謝する安全を守るためのコミュニケーションサイクル」のこと)

(4) その他 (ORC 独自の対策)

- ・ 整備部門と他部門との交流による相互理解の促進
- ・ 整備士へのベーシックマナー(独断防止、組織確認の励行など)に関する教育の実施